

# 国際教養大学学生懲戒規程

平成 20 年 4 月 1 日  
理事長 決定  
規程 第 67 号

(目的)

第1条 この規程は、国際教養大学学則（以下「学則」という。）第57条及び国際教養大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条に規定する懲戒に関し、手続きその他必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生（特別科目等履修生及び短期外国人留学生を含む。）、聴講生、特別聴講学生をいう。

(懲戒の原則)

第3条 学生の懲戒処分は、学生懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、学長がこれを行う。

2 委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(懲戒処分の対象)

第4条 懲戒処分の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 本学の諸規程に違反する行為
- (5) 本学における教職員の業務並びに学生の教育学習、研究及び正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
- (6) 本学の名誉を著しく損なう行為
- (7) ハラスメント（相手の意に反する不適切な行動を行い、相手に精神的な面を含めて不利益や損害を与えたり、修学や就労のための環境を悪化させる行為）
- (8) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (9) 法律で規制されていなくとも、違法薬物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすものと本学が判断する薬物の所持、使用、栽培、売買、配布等
- (10) 学内の安全管理を脅かす行為

(懲戒処分の種類)

第5条 学則第57条第2項及び大学院学則第39条第2項に定める訓告、停学及び退学の内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分の剥奪であり、原則として、再入学は認めない。
- (2) 停学 1年以内の有期停学とし、この間の登校は認めない。
- (3) 訓告 処分としての大学の教育的意思表示を行うものであり、原則として、文書により注意を与える。

2 処分の量定については、委員会が別に定める処分の基準に従い決定する。

(手続きの開始)

第6条 第4条第1号から第6号までに該当する行為があったとき、又は該当するおそれがあると認められるときは、学長は学生部長からの報告に基づき、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

2 第4条第7号に該当する行為があったとき、又は該当するおそれがあると認められるときは、学長はハラスメント防止・対策委員会からの報告に基づき、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

3 第4条第8号に該当する行為があったときは、国際教養大学履修規程第16条又は国際教養大学大学院履修規程第15条に基づき審査対応する。当該行為が、深刻又は繰り返しの不正行為であった場合、学長は、学務部長の報告に基づき、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

(弁明の機会の通知)

第7条 委員会は、審査対象学生に次に掲げる事項を記載した書面を手交し、口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

(1) 審査対象学生の氏名

(2) 懲戒事由に該当する非違行為があると報告された事項

(3) 懲戒処分案の内容

(4) 口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出期限

2 前項の書面を手交できない場合においては、当該学生が届け出である住所地に通知書を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

(審査対象学生の弁明)

第8条 審査対象学生は、前条で通知した日時場所において、口頭又は書面で弁明することができる。

2 弁明がない場合は処分案に不服がないものとみなし、審査を終了する。

3 当該学生から弁明があり、報告されている事項又はそれに基づく処分案について不服が示された場合は、懲戒委員会は、遅滞なく、当該学生及び必要な関係者を聴取し、さらに必要があれば資料の提出等を求めることとする。

4 委員会は、前項の事情聴取の結果、必要があると認められたときは、再審査を行うものとする。

5 当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席した場合又は書面を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、第6条から第8条までの審査結果を受け、処分の決定を行う。

2 懲戒処分の効力は、当該処分の対象となる学生に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書(以下「通知書」という。)を手交したときに発生する。

3 前項の通知書を手交できない場合においては、当該学生が届け出である住所地に通知

書を書留郵便（簡易書留郵便を含む。）で発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。

- 4 前項の通知をした場合においては、原則として、その保証人（科目等履修生のうち外国人留学生については、その派遣元大学）に対し当該通知の写しを送付するものとする。
- 5 学長は、懲戒処分の内容について、教育研究会議及び大学経営会議に報告しなければならない。
- 6 懲戒処分の量定が停学又は退学である場合は、当該学生のアカデミック・アドバイザーや履修科目の担当教員等に対し、氏名と処分内容を通知するものとする。

（処分決定までの措置）

第10条 前条第1項の処分決定の前において、審査対象学生が学内で活動することが適当でないと認められるときは、委員会は、必要な期間、当該学生を自宅待機させることができる。

（懲戒処分の概要の公表）

第11条 懲戒処分を行ったときは、原則として、氏名を除き、行為の概要と処分内容を処分決定の日から2週間、学内に公示するものとする。

（手続の特例）

第12条 学長は、学生の行為が第4条各号のいずれかに該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒処分を行う必要がある場合に限り、委員会の審査を経ることなく処分を行うことができるものとする。

- 2 学長は、前項の規定により処分を行った場合、遅滞なく委員会にその概要を報告しなければならない。

（停学期間の短縮）

第13条 停学期間のうち半期を経過した後、当該学生が十分な反省をしていると認められた場合において、学生部長は、学長に停学期間の短縮を提案することができる。

- 2 学長は、前項の提案を受けたときは、速やかに委員会に審査を付託し、その審査結果を受けて停学処分の期間を短縮することができる。
- 3 前項の処分変更の効力は、当該学生に対し、変更の内容を記載した停学処分変更通知書（以下「変更通知書」という。）を手交したときに発生する。
- 4 前項の変更通知書を手交できない場合においては、当該学生が届出している住所地に通知書を書留郵便（簡易書留郵便を含む。）で発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過した日に手交したものとみなす。
- 5 学長は、懲戒処分変更の内容について、速やかに教育研究会議及び大学経営会議に報告しなければならない。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、懲戒の手続について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。